

議案第14号

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件  
鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例  
鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（昭和57年鹿児島県条例第41号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。